調和を図る

広域地方計画

(長期的な広域ブロックづくりの指針)

・各広域ブロックの国土の利用、整備及び保全に関する将来像や地域戦略等を示す



長期的な国土づくりの指針

国土形成計画

- ・国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画(国土形成計画法)
- ・計画期間:平成27年から概ね10年間
- ・社会資本整備、交通政策を含めた国土全体に ついての総合的かつ基本的な計画

調和を図る

調和を図る

中期的な社会資本整備の具体的指針

社会資本整備重点計画

- ・社会資本に関する計画であって、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標や計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要等を定めたもの(社会資本整備重点計画法)
- •計画期間:平成27(2015)~32(2020)年度<現行計画>
- 道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸が主な対象

中期的な交通政策の具体的指針

交通政策基本計画

- ・交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、交通に関する施策に関する基本的な計画であって、基本的な方針、目標を定めたもの(交通政策基本法)
- •計画期間:平成26(2014)~32(2020)年度
- ・徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機そ の他の手段による交通が対象

「車の両輪」として 連携・整合を図る

地方ブロックにおける社会資本整備重点計画

(地方ブロックにおける社会資本整備の具体的計画)

- ・各地方の特性に応じて社会資本を重点的、効率的、効果的に整備するための計画
- ・ストック効果の最大化に向けた取り組み等、社会資本整備の重点事項等を示す

『広域地方計画』と『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画』の関係

- ○『広域地方計画』は、対流促進型国土の形成に向けて、各広域ブロックの将来像や地域戦略等について示すもの。
- 〇『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画(地方重点計画)』は、『広域地方計画』と調和を図り、各地方においてストック効果の最大化に向けた取組など、社会資本整備の重点事項等について示すもの。

	広域地方計画 〜長期的な広域ブロックづくりの指針〜	地方ブロックにおける社会資本整備重点計画 〜地方ブロックにおける社会資本整備の具体的計画〜
目的	新たな国土形成計画(全国計画)が目指す「対流促進型国土」の形成に向けて、広域ブロックにおける国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画として定めるもの。	社会資本整備重点計画に基づき、各地方の特性に応じて社会資本 を重点的、効率的、効果的に整備するため、広域地方計画と調和 を図り、地方ブロックにおける社会資本整備の具体的な計画として定 めるもの。
計画の 対象	<u>国土の利用、整備及び保全に関する</u> 府省にまたがる <u>施策</u> 全般	道路、空港、港湾、下水道、河川等の <u>社会資本整備事業</u>
計画期間	<u>令和7年度までの概ね10年間</u>	令和2年度までの約5年間
対象地域	全国8ブロック	広域地方計画の8ブロックに <u>北海道と沖縄を加えた全国10ブロック</u>
根拠法等	国土形成計画法 第9条 国土交通大臣は、次に掲げる区域(以下「広域地方計画区域」という。)について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。【略】 2 前項の国土形成計画(以下「広域地方計画」という。)【略】	社会資本整備重点計画(閣議決定) 第2章第6節 地方ブロックに社会資本整備重点計画の策定 【略】本重点計画に基づき、各地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に整備する ための計画として、国が地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定する。【略】
計画に 盛込む 内容(案)	 ○国土の形成に関する<u>方針</u> ○国土の形成に関する<u>目標</u> ○目標を達成するために一の都府県の区域を越える 広域の見地から必要と認められる主要な施策 (広域プロジェクト) ◇ハード・ソフトー体となった施策パッケージ ◇広域プロジェクトを支える必要不可欠な広域性のある 事業の中から代表的な事業を記載 	 ○現状と主要課題 ○目指すべき将来の姿と社会資本整備の基本戦略 ○社会資本整備の重点目標とプロジェクト ◇プロジェクト毎に「課題と目指す姿」「重点施策」「指標」 「主要取組」を一連のストーリーとしてとりまとめ ◇主要取組として個別事業に加え「賢く使う取組」「集約・再編」も記載 ◇取組の時間軸を明確化し、ストック効果を見える化

中国ブロックにおける社会資本整備重点計画 策定スキーム(案)

く計画案を策定>

検討ワーキング ___

役割:実務担当者間での情報共有・作業の方向性を 確認する場

構成: 実務担当者レベル(補佐クラス)

内容:事務局から幹事会等で使用する資料(案)の方 向性を提示。

会議の場だけでなく、実際の作業段階で疑義が生じた場合には、随時調整を図る。

開催時期: ① 第1回 (次期計画(素案))

④ 第2回 (次期計画(原案))

※2回程度



策定検討委員会 幹事会

役割:計画等について行政内で調整、議論する場

構成:課長レベル

開催時期: ② 第1回 (次期計画(素案))

⑤ 第2回(次期計画(原案))

※2回程度



策定検討委員会

役割:計画策定に向けて審議、決定する場

構成:部長レベル

開催時期: ⑦ 第1回 (次期計画(原案))

<意見聴取>

有識者会議

役割:

反映

有識者の方々に幅広い視点から 今後の中国地方における社会資 本整備の方向性・あり方につい て、意見・提言を頂く場

開催時期:③ 第1回

(次期計画(素案))

⑥ 第2回

(次期計画(原案))

※2回程度

中国ブロック国土交通懇談会

役割:

中国地方における社会資本整備の方向性・あり方について意見交換する場

構成:<u>知事、政令市長、代表自</u> 治体首長 等

開催時期: ⑧ 第1回

(次期計画(原案))

今後の計画部会想定スケジュール

令和元年 11 月

・次期計画の検討開始

令和2年4月

・論点を踏まえた施策の方向性等

令和2年8月

- ・新型コロナウイルス感染症の影響
 - ・計画期間中に講ずべき施策等

令和3年2月8日(今回) ・計画概要案

令和3年3月頃 (次回) ・計画原案

(パブリックコメント等の手続き等)

令和3年春頃

• 計画案



- ※ 閣議決定後、地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定 (地方ごとに自治体、経済団体、有識者等の意見を反映して策定)
 - 注)スケジュールは、新型コロナウイルス感染症等の影響、その他諸般の事情により 変更となる可能性がある。

中国ブロックにおける社会資本整備重点計画 策定スケジュール (案)

